

資料編

I. 那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画策定の経過

期 日	内 容
令和元年 11月～12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和2年 7月 29日	令和2年度第1回那須町介護保険運営協議会 ・那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定について (概要説明)
令和2年 10月 9日	第1回那須町介護保険事業計画策定委員会 ・計画策定の概要説明 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画第1部総論(素案)について
令和2年 11月 6日	第2回那須町介護保険事業計画策定委員会 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画第2部(素案)について
令和2年 11月 12日	令和2年度第2回那須町介護保険運営協議会 ・那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画(素案)について
令和2年 11月 25日～ 12月 24日	パブリックコメントの実施
令和3年 1月 14日	第3回那須町介護保険事業計画策定委員会 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画(素案)について
令和3年 2月 4日	令和2年度第3回那須町介護保険運営協議会 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画(案)について

Ⅱ. 介護保険運営協議会関係例規（一部抜粋）

○那須町介護保険条例

（平成12年3月17日条例第10号）

第5章 介護保険運営協議会

（那須町介護保険運営協議会の委員の定数）

第13条 那須町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険の被保険者を代表する委員 5人以内
 - (2) 医療、保健、福祉を代表する委員 5人以内
 - (3) 地域ケアの学識経験を持つ公益を代表する委員 5人以内
- （規則への委任）

第14条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○那須町介護保険条例施行規則

（平成12年3月27日規則第15号）

第11章 介護保険運営協議会

（諮問）

第44条 那須町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、那須町介護保険の運営に関する重要事項について町長から諮問があったときは、審議して答申しなければならない。

（意見の提出）

第45条 協議会は、那須町介護保険の運営について必要があると認めるときは、審議して町長に意見を提出することができる。

（答申及び意見提出の方法）

第46条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもってしなければならない。

（任期）

第47条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（運営）

第48条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

（招集）

第49条 協議会は、町長から諮問があったとき、その他必要と認めるときに開催する。

2 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに欠けた場合は、町長が招集する。

- 3 協議会の委員の半数以上の者から会議に付議すべき事案を示して会議の招集請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第50条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長をする委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

- 2 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議長は委員として議決に加わることができない。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会議録）

第51条 協議会は、出席委員の氏名、議決事項、議事の経過等を記載した会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、議長及び協議会において定めた委員の中からその会議において選任された会議録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

（庶務）

第52条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）

第53条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

Ⅲ. 那須町介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

No.	区分	氏名	所属名	摘要
1	被 保 險 者 代 表	山添二三夫	那須町シニアクラブ連合会	
2		秋元 広	那須町商工会	副会長
3		平山 トヨ	さわやかネットワーク那須	
4		津久井理恵	さわやかネットワーク那須	
5	医 療 ・ 保 健 ・ 福 祉 代 表	河島弘文	那須町医師会	
6		小島武彦	那須町歯科医師会	
7		相馬邦夫	黒磯薬剤師会	
8		池田香織	介護保険サービス事業所	
9		小林光恵	那須町ケアマネジャー連絡協議会	
10	又 公 は 学 益 識 経 代 験 者 表	高久 弘	那須町自治会連合会	
11		仁平 則子	那須町食生活改善推進員会	
12		白井 智子	那須町民生委員児童委員協議会	
13		阿部 拓志	大沢地区社会福祉協議会	会長

IV. 那須町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(平成 20 年 7 月 9 日告示第 81 号)

(趣旨)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 117 条の規定に基づく那須町介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、那須町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者に対する総合的な福祉サービスの提供体制の整備に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定の係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第 6 条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から適用する。

(那須町介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 那須町介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成 11 年）は、廃止する。

V. 那須町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員区分	氏名	所属・職名
1	委員長	荻原喜茂	作業療法士
2	副委員長	塩田章人	塩田医院 院長
3	委員	益子則夫	社会福祉法人清幸会 本部事務局 事務局長
4	委員	荒牧雅規	社会福祉法人京福会 特別養護老人ホーム寿山荘那須 施設長
5	委員	人見佳子	株式会社ヴァントーズ 小規模多機能型居宅介護施設なでしこ 施設長
6	委員	高久知之	特定非営利活動法人 フロレンス那須 法人事務・介護保険担当
7	委員	小林光恵	那須町ケアマネジャー連絡協議会 会長
8	委員	米山典子	那須町民生委員児童委員協議会 副会長
9	委員	海藤邦雄	那須町シニアクラブ連合会 会長
10	委員	大倉須奈子	さわやかネットワーク那須 会計
11	委員	宇賀神 孝	栃木県県北健康福祉センター 次長兼総務福祉部長
12	委員	山口貴志	那須町社会福祉協議会 事務局次長
13	委員	高宮悦郎	那須町シルバー人材センター 事務局長
14	委員	米山雅子	那須町地域包括支援センター センター長

VI. 那須町内介護保険サービス事業所状況（圏域別）

（令和2年10月1日現在、町資料）

高原地域	那須地域	芦野・伊王野地域
<p>通所介護事業所：4箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアステーション「あけぼの」 ・デイハウスわたしん家 ・デイサービスセンターふきのとう ・デイサービスセンターりんどう <p>地域密着型通所介護：2箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイホームえがお ・デイサービスセンターチロル <p>居宅介護支援事業所：2箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所ライの丘 ・居宅介護支援事業所えがお <p>訪問介護事業所：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと・ステーション那須 <p>認知症高齢者グループホーム：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホームりんどう荘（定員18名） <p>サービス付高齢者向け住宅：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文月庵（定員5名） 	<p>通所介護事業所：2箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンターなすの苑 ・多笑デイサービス <p>地域密着型通所介護：6箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスきらら ・デイサービスセンターはーとぼっぽ ・愛燦燦デイサービス ・宅老所型はーとぼっぽ ・おひさまデイサービス ・あい・デイサービス那須 <p>居宅介護支援事業所：8箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛燦燦ケアステーション ・総合相談支援事業所ケアサブライ ・居宅介護支援事業所シンシア ・ケアプラザはつはる ・社会福祉法人那須町社会福祉協議会 ・那須ケアサービスセンター ・ひとやすみ居宅介護支援事業所 ・ケアプランゐろは <p>訪問介護事業所：2箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛燦燦ケアステーション ・社会福祉法人那須町社会福祉協議会 <p>訪問看護事業所：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションりんりん <p>短期入所生活介護：3箇所（定員36名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寿山荘那須（定員10名） ・なすの苑（定員10名） ・ゆたか苑（定員16名） <p>特別養護老人ホーム：4箇所（定員191名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆広域型（定員172名） ・寿山荘那須（定員50名） ・なすの苑（定員70名） ・ゆたか苑（定員52名） ◆地域密着型 ・ゆたか苑（定員19名） <p>認知症高齢者グループホーム：3箇所（定員54名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム愛里須（定員18名） ・認知症高齢者グループホームソフィア（定員18名） ・さわやかグループホームなすまち（定員18名） <p>認知症対応型通所介護事業所：2箇所（定員12名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム愛里須（6名） ・認知症高齢者グループホームソフィア（6名） <p>小規模多機能型居宅介護事業所：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護施設なでしこ（登録定員29名） <p>養護老人ホーム：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聖園那須老人ホーム（定員50名） <p>サービス付高齢者向け住宅：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆいま〜る那須（定員70名） <p>福祉用具貸与・購入事業所：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鈴堂那須事業所 	<p>通所介護事業所：2箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAなすのなごやかデイサービスセンター ・デイサービスセンター花の郷 <p>居宅介護支援事業所：2箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAなすのなごやかデイサービスセンター ・居宅介護支援事業所ケアーク <p>訪問介護事業所：2箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーステーションえにし ・訪問介護事業所タイムケア芦野 <p>小規模多機能型居宅介護事業所：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所ひまわり苑（登録定員29名） <p>サービス付高齢者向け住宅：1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アークユ芦野倶楽部（定員40名）

VII. 用語解説

ここでは、本計画書で使用されている用語について解説します。

用語	解説
●ア行	
IADL	IADLは、手段的日常生活動作能力と呼ばれ、交通機関の利用や電話の対応、買い物、食事の支度、家事、洗濯、服薬管理、金銭管理などのより複雑な生活関連動作のこと。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で意味は、情報通信技術。
あすてらす	とちぎ権利擁護センター あすてらすで実施している日常生活自立支援事業。事業は、①福祉サービスの利用援助、②日常的金銭管理サービス、③書類等預かりサービスを実施している。利用の相談は、那須町社会福祉協議会で受け付けている。
運動器	骨や筋肉、関節のほか、脊髄や神経などが連携し身体を動かす仕組みのこと。どこか一つでも障害されると、体はうまく動かなくなる。
エビデンス	科学的根拠とも訳され、あるテーマに関する試験や調査などの研究結果から導かれた、科学的な根拠、裏付けのこと。
おかえりサポート事業	認知症や心身の障害により行方不明になる恐れのある方の情報を事前に登録し、行方不明が発生した際には、登録された情報を協力事業所に配信し地域の協力を得て早期に発見・保護につなげる取組。住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援。
●カ行	
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプラン(介護サービス計画)を作成する。サービスの利用についてサービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる人。認知症サポーター養成講座修了後、キャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要がある。

用語	解説
ケアプラン (介護サービス計画)	要介護認定者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者を定めた計画。
健康寿命	平均寿命は、平均的な寿命を示すが、健康寿命は日常生活を制限されることなく健康的に生活を送ることができる期間を示す。平均寿命と健康寿命の差が「不健康な期間」を意味する。
高齢化	65歳以上を高齢者といい、人口に対する高齢者の割合が増加することという。
コホート	住民の追跡調査を行い、疾病の発症率やその理由等を分析する研究。
●サ行	
サロン	通いの場、集いの場の事。NPO法人や地区の団体等で実施していることが多く、閉じこもり予防、介護予防に効果があると言われている。
自立支援型地域ケア会議	介護保険の利用者が、いつまでも元気に自立した生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプラン（介護サービス計画）を検討する会議。会議では、地域の様々な専門職が参加し、専門的な立場から利用者の自立を支援する視点でアドバイスを行う。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等のために判断能力が不十分な成年者の財産管理、身の回りの世話の手配を代理権や同意権を付与された成年後見人等が行う制度。 成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」に分けられる。「法定後見」は裁判所が後見人を選ぶもので、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種類に分けられる。「任意後見」は本人の判断能力があるうちに信頼できる人に後見人や代理、同意する行為の範囲を選んでおく。
●タ行	
チームオレンジ	認知症の人とその家族を含めた地域住民や様々な職種の支援者により構成し、外出支援・見守り・声かけ・話し相手等活動するチームの総称。認知症サポーター養成講座とその後のステップアップ講座修了者がメンバーとなることができる。

用語	解説
知的能動性	人が生きていくための機能全体を「生活機能」といい、高齢者の生活機能としては、基本的日常生活動作能力（ADL）と呼ばれる歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、整容などの基本的動作や、手段的日常生活動作能力（IADL）と呼ばれる、交通機関の利用や電話の応対、買い物、食事の支度、家事、洗濯、服薬管理、金銭管理などのより複雑な生活関連動作、さらには状況に対応する能力や社会的役割を担う能力など様々な水準がある。知的能動性は知的活動の実施や知的の好奇心を反映する能力のこと。
●ナ行	
認知症ケアパス	認知症の進行状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか標準的な流れを示したもの。各市区町村で作成している。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解し偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、手助けをする人。
認知症初期集中支援	複数の専門職が家族等からの相談により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援やアセスメント等、初期の支援を包括的集中的（概ね6カ月間）に行う。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行い、医療機関や介護サービス等支援機関の連携を図るための支援を行う役割を担う者。
認知症バリアフリー	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく取組。「ちょっとした工夫があればこれまで通りの生活が続けられる」等、社会の仕組みを認知症の人に寄り添って変えていくこと。
●ハ行	
福祉有償運送	交通手段がないなど、移動が困難な人を対象に通院や買い物などの移送サービスを安価で行うこと。
ふれあい工房	シルバー大学校卒業生や技術習得者等が指導者となり、60歳以上の高齢者が趣味の創作活動として3部門（木工部、レザークラフト部、陶芸部）の工房を開講している。

用語	解説
ふれあいルーム	地区社会福祉協議会が主催している 65 歳以上の高齢者が集い、茶話会や健康体操などを行う交流の場。月 1～2 回開催している地区が多い。
フレイル	フレイルは、日本老年学会が 2014 年に提唱した概念で「Frailty (虚弱)」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずに済む可能性がある。また、フレイルは、筋力低下などの身体的要素、認知症やうつなどの精神的・心理的要素、1 人暮らしや閉じこもりなどの社会的要素で構成される。

Ⅷ. 介護保険サービス一覧

ここでは、介護保険サービスの内容を紹介します。

■居宅サービス

訪問を受けて利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。	介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス ※99 ページ参照
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行います。	疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行います。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。
	訪問看護 介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

通所して利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	通所介護 (デイサービス) 通所型サービス	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス ※99 ページ参照
通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。	介護老人保健施設や医療機関などで、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。	

短期間入所する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	短期入所生活介護 ／短期入所療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護 ／介護予防短期入所療養介護	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

在宅に近い暮らしをする	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

	サービスの種類	要介護 1～5 の人	要支援 1・2 の人
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具を除く） ・自動排泄処理装置 （原則として要介護 4～5 の人のみ）	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与します。 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ
	<p>■要支援 1・2 および要介護 1 の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）は原則として保険給付の対象となりません。</p>		
	特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給） 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、1 年度 10 万円を上限にその購入費を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、1 年度 10 万円を上限にその購入費を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
<p>■都道府県などの指定事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。</p>			
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に費用を支給します。	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に費用を支給します。	
<p>■事前の申請が必要になります。</p>			

■施設サービス

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の人
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。
	介護医療院 (平成30年4月創設)	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

■地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを柔軟に提供します。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住宅でサービスを提供します。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人のための介護サービスです。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。	

IX. 介護予防・日常生活支援総合事業一覧

ここでは、介護予防・日常生活支援総合事業の内容を紹介します。
お住まいの市区町村によって実施しているサービスや利用者負担が異なります。

■介護予防・生活支援サービス事業

生活に合わせた柔軟なサービスです。

要支援1・2の人、介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できます。

また、利用者が要介護認定を受けた場合でも、必要に応じて、地域とのつながりを継続するために、引き続きサービスを受けられるよう弾力的に対応します。

サービスの種類		サービスの内容	主な事業・取組
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。	
	訪問型サービスC	身体の機能低下がみられる方に、理学療法士・保健師等による短期集中支援を行います。 ※3～6カ月の短期間で実施	・はつらつ訪問事業
通所型サービス	通所介護相当サービス	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	
	通所型サービスB (住民主体による支援)	体操、運動など住民主体の自主的な通いの場として活動します。 通所介護相当サービスほどの専門的な支援は必要なく、社会参加をすることで日常生活が保たれる方、閉じこもりがちな方を主に対象としています。	・生きがいサロン

サービスの種類		サービスの内容	主な事業・取組
通所型サービス	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施します。 ADLやIADLの改善に向けた支援を短期間に集中的に実施することで効果が見込まれる方を対象に3～6カ月の短期間で実施します。ストレッチや体操、マシン等を使った筋力トレーニング、脳トレーニング等のプログラムの実施と専門職の指導により状態の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 心身力アップ教室 短期集中ステップアップ倶楽部

■一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できます。

基本チェックリストを受ける必要はありません。

事業名	内容	主な事業・取組
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する方をできるだけ早期に把握し、必要な支援や介護予防活動につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターによる相談・支援 訪問型介護予防事業
介護予防普及啓発事業	介護予防に関するパンフレット配布や講座、講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防出前講座
地域介護予防活動支援事業	地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。また、その活動を支援するサポーターの育成や活動の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> サポーター養成講座 サポーターフォローアップ講座 てんとうむし教室 生きがいサロン
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画の目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 一般介護予防事業評価事業
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等を住民主体の通いの場などに派遣し、地域における介護予防活動の取組の機能強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 心身力アップ継続教室 介護予防自主活動立ち上げ支援

那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

発行／那須町

編集／那須町役場 保健福祉課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

電話 (0287) 72-6910

FAX (0287) 72-0904

